

青森アート周遊パンフレット作成業務委託仕様書

1 目的

青森県では、令和2年度に、県立美術館、青森公立大学国際芸術センター青森、弘前れんが倉庫美術館、八戸市美術館、十和田市現代美術館(以下「5館」)が連携する「青森アートミュージアム5館連携協議会」(以下「5館連携協議会」)が設立され、5館が持つ魅力を地域としての魅力に発展させ、県民及び観光客の県内での周遊を促進するプロジェクトを始動している。

5館の連携の基盤を活かし、本県の「アート県」としての認知度を高め、県内のアート周遊促進につなげるため、5館及び本県ならではの文化、アート、食などの地域資源の情報を発信するパンフレットを作成する。

2 業務名

青森アート周遊パンフレット作成業務

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日(金)まで

4 委託業務内容

(1)業務内容

- ① 編集方針、掲載する観光コンテンツ、構成、紙面デザイン・レイアウト等の企画
- ② 原稿の作成
- ③ 図案の提案・作成(イラスト、写真等)
- ④ 入稿データ及びPDFファイルの作成
- ⑤ 印刷・製本

(2)規格等

下記のことを想定しているが、パンフレットの規格については、提案するものとする。

- ① サイズ B5判変形(226mm×180mm)程度
- ② ページ数 32ページ(表紙及び裏表紙を含む)程度
- ③ 刷色 フルカラー(両面)

(3)掲載内容

- ① 5館それぞれの建築の特徴や活動内容、主なコレクション等の紹介
- ② 5館の所在する4市(青森市、弘前市、八戸市、十和田市)エリアを中心とする観光コンテンツの紹介
 - ※ 観光コンテンツについては、県内の建築物やアート関連スポットなど、5館でアート鑑賞を行う観光客が関心を寄せるものとなるよう、顧客の五感と知的好奇心を刺激するものを中心に選定すること。
 - ※ 掲載するコンテンツは、県立美術館と協議の上で選定する。
- ③ 周遊マップ及びアクセス情報

(参考)ページ割の例

ページ数	内 容
1	表紙
2～3	導入
4～7	青森県立美術館紹介
8～13	国際芸術センター青森及び青森エリアの観光コンテンツ紹介
12～17	弘前れんが倉庫美術館及び弘前エリアの観光コンテンツ紹介
18～23	十和田市現代美術館及び十和田エリアの観光コンテンツ紹介
24～29	八戸市美術館及び八戸エリアの観光コンテンツ紹介
30～31	周遊マップ、アクセス情報
32	裏表紙

(4)作成部数

10,000部

(5)その他

- ① より多くの人にパンフレットを読んでもらえる展開を考慮すること。
- ② これまで展開してきた青森5館連携プロジェクトのデザイン等に留意し、パンフレットのデザインは県と十分に協議の上で決定すること。
参考:5館連携チラシ(別添)及び5館連携ウェブサイト(<https://aomorigokan.com>)
- ③ パンフレット発行の効果を測定すること。
- ④ 県内の構成資産及び周辺地域への誘客促進につながる誌面とすること。
- ⑤ 情報やテキストの量を精査し、読みやすいレイアウトとすること。
- ⑥ 内容校正、色校正は各1回以上行い、校了になるまで行うこと。
- ⑦ 写真・イラスト等の素材については、原則として受託者が作成・撮影・調達したものを使用することとするが、委託者等が保有する素材も補完的に使用することができる。

5 成果品

- (1)パンフレット 10,000部
- (2)入稿データ(Illustrator等) 一式
- (3)PDFデータ 一式
- (4)本業務で撮影した写真データ(借用物等を除く) 一式

6 納入場所

〒038-0021 青森県青森市安田字近野185
青森県立美術館経営管理課

7 著作権等

- (1) 本業務における成果品の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、委託者に帰属する。また、受託者は委託者に対し著作者人格権は行使しないものとする。
- (2) 成果品については、委託者が青森アート周遊の広報のために青森5館連携ウェブサイト(<https://aomorigokan.com>)等で二次利用することを前提とする。ただし、作成の都合上、成果品に著作権を委託者に帰属させることができない画像・文章等が含まれる場合は、当該写真、文章等の二次利用について、その都度、委託者と受託者との協議することとする。
- (3) 業務実施にあたり第三者が権利を有する著作物の使用が含まれる場合には、必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行い、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うものとする。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うこととする。

8 その他

- (1) 本業務に係る必要な経費は当初の契約金額に全て含むものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議の上、必要に応じて業務内容の変更や修正ができるものとする。
- (3) 業務実施にあたり重大な瑕疵があった場合は、原因者において修正等必要な措置を講じるものとする。また、受託者は責任の所在を明らかにするため、取材先の担当者等を記録するものとする。